

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	水防対策費	部課名	土木部管理計画課	課長名	藤嶋敏夫
		担当者名	白井 勲	内線	2711
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	水防対策人件費(31-80-33-01) 水防対策事務費(31-80-66-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	24年度	根拠	水防法、東京都水防計画
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区水防活動マニュアル
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害時における体制の強化[11-01]			
目的	台風や豪雨時の内水氾濫に対して、水防活動を迅速かつ適切に行うため、水防上必要な人的態勢や資器材を整備し、もって水害による被害を軽減し、区民の安全を確保する。				
対象者等	浸水被害が想定される地域及び住民				
内容	<p>1 台風や豪雨時の水防活動 大雨・洪水警報が発令されたときは、土木部に水防本部を設置し、状況に応じて次の態勢により水防活動を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡態勢 若干名 ・警戒配備態勢 水防要員の1 / 6 ・第1非常配備態勢 水防要員の1 / 3 ・第2非常配備態勢 水防要員の2 / 3 ・第3非常配備態勢 水防要員全員 <p>2 水防資器材の購入・管理</p> <p>3 水防演習の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年1回、区及び区内消防署が合同で演習を実施 ・3年に1回は、上記に替えて第六方面本部との合同演習を実施（第六方面本部は、荒川、足立、台東を管轄） 				
経過					
必要性	台風や豪雨時の浸水被害を最小限に食い止め、区民の安全・安心を確保するため必要不可欠である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		予算額	2,339	2,243	3,802	3,971	3,648	3,651
	決算額（20年度は見込み）	1,831	742	3,656	3,869	990	3,341	3,550
	人件費				2,586	2,562	2,562	
	【事務分担当】（%）				30%	30%	30%	
	合計（+）	1,831	742	3,656	6,455	3,552	5,903	3,550
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	1,831	742	3,656	6,455	3,552	5,903	3,550
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	水防本部設置回数	7	3	4	7	5	12	
	水防従事延べ人数	92	21	90	187	53	191	
	土のう配付数	804	10	3,429	1,075	0	1,025	
	水防演習参加人数	570	400	400	520	300	260	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	時間外手当	水防従事職員手当	471	水防従事職員手当	2,632	水防従事職員手当	2,072
	食糧費	水防演習当日賄	32	水防演習当日賄	44	水防演習当日賄	75
	一般需用費	水防資器材購入費	354	水防資器材購入費	532	水防資器材購入費	1,040
	役務費	NHK・CATV受信料	54	NHK・CATV受信料	54	NHK・CATV受信料	55
	委託料	水防演習放送設備委託	79	水防演習放送設備委託	79	水防演習放送設備委託	158
						水防演習埋設管保護委託	150

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	水防本部設置回数	7回	5回	12回			

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内の浸水被害は、局地的な豪雨による雨水の急増に排水処理能力が追いつかないため起きるもので、下水等の雨水処理施設の整備が必要である。 ・ 浸水は、道路の側溝・雨水ますの取水口が、車を取り入れるためのブロックや植物プランターでふさがれたり、枯れ葉やゴミが詰って雨水が排水できないことから起きるので、その防止を区民に周知する必要がある。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
過去の浸水被害を踏まえ、下水道等の雨水処理施設のインフラ整備を下水道局に積極的に要請する。	浸水被害の減小
側溝・雨水ますの取水口の適正な管理を行うとともに、区民にも区報・パンフレット等を活用して清掃の協力をお願いする。	浸水被害の減小

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	局地的な豪雨による浸水被害に対処するためにも優先度が高い

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	交通安全対策協議会運営費	部課名	土木部管理計画課	課長名	藤嶋敏夫
		担当者名	山口創四	内線	2712
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	交通安全対策協議会運営費（31-70-25-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	40年度	根拠	
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	交通安全対策の推進[11-06]			
目的	区内の警察署・交通安全協会・関係機関・民間団体等が相互に協力体制を確立し、交通安全に関する総合的な施策を協議するとともに、効果的に交通安全運動を推進するため、交通安全対策協議会を設置している。				
対象者等	区民				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、春と秋に交通安瀨対策協議会を開催し、交通安全運動の重点や交通安全対策等について協議し決定 ・協議会は36人の委員（学識経験者・民間団体関係者・関係行政機関職員）で構成。委員のうち学識経験者（議員）6人と民間団体関係者15人の計21人には委員報酬（@6,900）を支給 ・協議会幹事会は24人（関係行政機関職員）の幹事で構成 				
経過	交通安全に関する施策の指標として、交通安全対策基本法第26条により、昭和46年以降荒川区交通安全計画を策定し、長期的かつ総合的な施策を講じている。なお、荒川区交通安全計画は東京都交通安全計画に基づいて作成している。 第八次計画（H18～22）				
必要性	関係機関・団体等が相互に連携し、それぞれの所管及び地域実態に応じて交通安全運動の必要性等について協議し、全ての参加者がそれぞれの立場で相互理解を深めつつ創意工夫を凝らした取組みを実践し、交通安全運動が区民総ぐるみの運動とするうえで重要な協議団体である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・毎年、年2回春と秋に協議会を開催 ・幹事会は必要に応じて開催（平成10年度～未開催）				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		予算額	303	303	302	302	302	302
	決算額（20年度は見込み）	224	224	252	252	244	115	302
	人件費				1,724	1,708	1,708	
	【事務分担量】（%）				20	20	20	
	合計（+）	224	224	252	1,976	1,952	1,823	302
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	224	224	252	1,976	1,952	1,823	302
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	協議会開催（回）	2	2	2	2	2	1	2
	幹事会開催（回）	0	0	0	0	0	0	0

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	委員報酬	235	委員報酬	111	委員報酬	290
	食料費	会議食料費	9	会議食料費	6	会議食料費	10
	使用料及	会議会場使用料	0	会議会場使用料	0	会議会場使用料	2

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	交通事故件数（自転車事故）	911(480)	820(459)	714(390)	700(380)	720(360)	

（問題点・課題）	<p>区内の交通事故発生件数は、平成8年から年間概ね500件前後を推移していたが、平成11年に701件、平成12年には909件、平成13年には948件と増加傾向に転じた。その後平成14年は934件、平成15年は931件、平成16年は910件、平成19年は714件と減少傾向にある。また、自転車が関係する事故が事故件数全体の約半数をしめている。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
高齢者社会の到来を見据えた「高齢者の交通安全の確保」、区内の交通事故の半数を超える「自転車の交通事故」の減少等について区報でのPR、自転車免許講習会の開催を通じて交通事故の減少に取り組んでいく。	自転車事故（高齢者の事故を含む）の減少、ひいては交通事故全体の減少

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	交通安全に関する総合的施策を審議する重要な協議会

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	交通安全協会補助	部課名	土木部管理計画課	課長名	藤嶋敏夫
		担当者名	山口創四	内線	2712
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	交通安全協会補助（31-70-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	62年度	根拠	荒川区交通安全協会補助金交付要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	交通安全対策の推進[11-06]			
目的	区内の交通安全を推進するとともに、区民の交通安全意識の向上や交通事故の防止を図るため、日頃から地域に根ざした交通安全啓発活動をおこなっている交通安全協会に対して補助金を交付する。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・荒川交通安全協会（会長 笠島伸介） ・南千住交通安全協会（会長 太田輝男） ・尾久交通安全協会（会長 三橋淳志） 				
内容	<p>交通安全協会は春・秋の交通安全運動期間をはじめ、日頃から地域に根ざした交通安全啓発活動を積極的に行っており、これらの活動に要する経費の一部として荒川・南千住・尾久の交通安全協会に対して補助金を交付する。</p> <p>活動内容：春・秋の交通安全運動、交通少年団活動、各種交通安全広報など</p>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成10年度は補助金の見直し（全庁的）により補助金の額は一律10%の減 ・平成12年度は補助金の見直し（全庁的）により補助金の額は荒川交通安全協会が5.6%、南千住・尾久交通安全協会が5.2%の減 				
必要性	区内の交通事故発生件数は減少傾向にあるが、これは交通安全協会を中心とする関係機関や団体等の交通安全に対する熱心な取組みの成果である。しかし区内では依然として交通事故が多く発生しており今後さらに区民に対する交通安全意識の向上や、交通事故を防止し区民生活の安全を確保するうえで重要な事業である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 各交通安全協会の補助金交付請求に基づいて交付している。				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		予算額	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920
	決算額（20年度は見込み）	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920
	人件費				862	854	854	
	【事務分担当】（%）				10	10	10	
	合計（+）	3,920	3,920	3,920	4,782	4,774	4,774	3,920
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	3,920	3,920	3,920	4,782	4,774	4,774	3,920
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	荒川交通安全協会（円）	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360
	南千住交通安全協会（円）	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280
	尾久交通安全協会（円）	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	負担金補	交通安全協会補助	3,920	交通安全協会補助	3,920	交通安全協会補助	3,920

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	荒川交通安全協会（人）	3,100	3,000	3,000	3,000	3,000	
	南千住交通安全協会（人）	380	290	290	290	300	
	尾久交通安全協会（人）	1,500	1,400	1,400	1,400	1,500	

（問題点・課題）	交通安全協会の会員数は年々減少しており交通安全対策をより充実させるためには、会員数を増やす必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
春・秋の交通安全運動、区民交通安全のつどい等の啓発活動を積極的に行い、交通安全協会と連携して交通事故を減少させるためにも交通安全協会への加入者の増加に努めていく。	効果的な交通安全活動が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	活動の中心的役割を果たしており益々の活動が望まれる。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	交通安全啓発費	部課名	土木部管理計画課	課長名	藤嶋敏夫
		担当者名	山口創四	内線	2712
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	交通安全啓発費（31-70-75-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	37年度	根拠	交通安全対策基本法
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	交通安全対策の推進[11-06]			
目的	(1) 啓発活動 春・秋の交通安全運動期間をはじめ、平素から交通安全運動を円滑に実施できるよう町会等に啓発用品を配布するほか、各種の交通安全啓発活動に参加された区民に啓発用品を配布し交通事故防止を呼びかける。 (2) 自転車運転免許証制度 安全な自転車の乗り方や交通ルール、マナーを学ぶことにより自転車による交通事故を防止し、社会ルールを守る地域社会を実現することを目的とする。				
対象者等	(1) 啓発活動 町会・保育園児・幼稚園児・新入学児童等 (2) 自転車運転免許証制度 区内在住、在勤、在学の小学4年生以上の方				
内容	(1) 啓発活動 春・秋の交通安全運動、T O K Y O交通安全キャンペーン、区民交通安全のつどい、交通安全日（毎月10日）の広報啓発活動 (2) 自転車運転免許証制度 小学4年生以上を対象に講習会（講義・筆記試験・実技講習）を開催し、小中学生には運転免許証を高校生以上には講習終了証を交付。自転車安全運転見守り隊による交通ルール・マナー等の啓発活動を実施し、自転車のルール・マナー向上運動を展開。 (3) 警察署と連携して、地域で交通安全教室を開催。 (4) 高齢者の自転車事故防止の啓発活動。				
経過	平成14年度より「自転車免許講習会」を実施、平成19年度末現在までに、221回開催し6,386名が受講している。				
必要性	区民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、区民自身による道路交通環境の改善に向けた取組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図るうえで重要な事業である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) (1) 交通安全運動期間の前や各種交通安全啓発活動を実施する際に、警察署からの要望や町会に対する意向調査に基づき啓発用品を配布。 (2) 自転車免許講習会は、毎月第3土曜日に荒川自然公園交通園で開催している。また、学校においては交通安全教育の授業等の時間を活用して実施。 (3) 平成20年度老朽化した交通教育用信号機（1台）を購入する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	5,276	5,670	6,208	5,540	5,458	5,211	6,030	
決算額（20年度は見込み）	4,935	4,300	5,149	4,316	3,884	3,166	6,030	
人件費				8,416	13,664	13,664		
【事務分担当】（%）				170	160	160		
合計（+）	4,935	4,300	5,149	12,732	17,548	16,830	6,030	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	4,935	4,300	5,149	12,732	17,548	16,830	6,030	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	自転車免許講習会（回数）	38	45	37	33	32	31	
	自転車免許講習会（参加者数）	1,303	1,199	1,262	810	872	940	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	食料費	会議食料費	0	会議食料費	0	会議食料費	12
	一般需用費	啓発用品購入費	3,479	啓発用品購入費	2,920	啓発用品購入費	4,393
	役務費	懸垂幕掲示手数料	21	懸垂幕掲示手数料	42	懸垂幕掲示手数料	42
	委託料	免許証作成委託料	245	免許証作成委託料	279	免許証作成委託料	591
	使用料	つどい会場使用料	139	つどい会場使用料	144	つどい会場使用料	148
	備品購入	映画フィルム購入費	0	映画フィルム購入費	0	教育映像・信号機	844

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	交通事故件数（自転車事故）	911(480)	820(459)	714(390)	700(380)	720(360)	
	交通安全運動参加者（人）	3,609	2,975	3,500	3,500	4,000	
	自転車免許講習会参加者（人）	810	872	940	1,000	1,300	

（問題点・課題）	（1）啓発活動	効果的に交通安全啓発活動を推進するとともに、活用される啓発物品を配布する必要がある。
	（2）自転車運転免許証制度	区内の小中学校においては、安全教育の一環としてほとんどの学校で実施されているが、未だ受講していない児童がいる。一般区民の参加者が少ない。自転車安全運転見守り隊の活動が停滞している。
	（3）高齢者自転車事故増加	
他区の実況	（実施 8 区 未実施 14 区） 平成15年度 板橋区 平成16年度 文京区、世田谷区、足立区、葛飾区 平成17年度 渋谷区、練馬区、江戸川区	

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	区内小中学校の児童生徒及び保護者に自転車免許講習会への参加をよびかける。	小中学生の自転車事故の減少が期待できる。
	区報等を通じて一般区民の講習会への参加を呼びかける。	一般区民の自転車事故の減少が期待できる。
	高齢者の自転車事故防止の啓発を強化する。	高齢者の自転車事故防止の減少

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	推進	常に区民に対してルール・マナーの遵守を訴えていく。

（状況）	H15四定 H17三定	自転車運転免許証講習会の受講者の拡大 自転車事故について学校・幼稚園・保育園の保護者に対する啓発、ヘルメット着用、保険の必要性及び尾竹橋通りの路上駐車対策
------	----------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	道路占用事務	部課名	土木部管理計画課	課長名	藤嶋敏夫
		担当者名	大熊朋子	内線	2715
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	道路占用事務費（31-30-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	28年度	根拠	道路法（同施行令、施行規則）、荒川区道路占用料等徴収条例、荒川区道路占用規則
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な生活道路の整備[08-03]			
目的	占用許可、占用許可に伴う工事調整及び道路監察を通じて、道路の公共性の確保及び安全性の確保などを目的とする。				
対象者等	公共事業者（東京電力、東京ガス、NTT、水道局、下水道局）、鉄道事業者、区民				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可 公益占用（電気、ガス、通信、水道、下水道）及び建築足場や看板などの一般占用について道路法に基づき許可 ・占用料等徴収 占用許可したものについて、区条例に基づき占用料を徴収 ・道路工事調整 区の道路工事及び占用工事の調整のため、年4回関係企業や警察署を集め調整会議を実施 ・道路監察 道路の不法占用の是正指導、占用申請の指導、道路通行の安全性の確保、違反広告物の撤去などを目的とし、日々道路パトロールを実施 ・道路工事施行承認 歩道の切り下げなど道路管理者以外の道路工事（自費工事）について承認 ・特殊車両通行許可 車両制限令に基づき、20tを超える特殊車両について通行を許可。通行経路が2以上の道路管理者にまたがる場合は、上位管理者から協議 				
経過	占用料については、固定資産税の評価替えに伴い概ね3年毎に改定している。（平成19年度改定） ～15年度予算額・決算額については「道路占用事務」事業と「屋外広告物事務」事業との合算				
必要性	道路の公共性及び安全性を確保するために必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・路上放置物等処分業務委託（一般・産業廃棄物収集・運搬処理業務）(有)神田資源 450,313円				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	1,342	1,454	1,445	1,071	1,392	1,328	1,060	
決算額（20年度は見込み）	962	1,148	957	803	723	878	1,060	
人件費				20,392	20,221	20,251		
【事務分担当量】（%）				280	280	280		
合計（+）	962	1,148	957	21,195	20,944	21,129	1,060	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	362,014	366,941	435,538	437,805	443,753	531,287	524,970	
一般財源	-361,052	-365,793	-434,581	-416,610	-422,809	-510,158	-523,910	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	占用許可件数（大規模・小規模・一般）	1,753	1,829	1,791	1,903	1,964	1,968	2,020
	監察件数	28,029	49,402	38,818	27,698	21,124	23,296	25,000
	特殊車両許可件数	58	88	128	152	147	258	280
	道路幅員証明件数	50	53	47	53	47	42	30

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	食糧費	道調会議、監督員会議	27	道調会議、監督員会	26	道調会議、監督員会	28
	一般需用費	印刷製本、事務用品	60	印刷製本、事務用品	274	印刷製本、事務用品	113
	委託料	不法投棄物処理委託	367	不法投棄物処理委託	0	不法投棄物処理委託	844
	役務費	路上放置物処分	268	路上放置物処分	450	路上放置物処分	37
		監察用携帯電話通話料	0	監察用携帯電話通話	0	監察用携帯電話通話	38
	償還金利子及び割引率	過誤収納金の返還分	0	過誤収納金の返還分	128	過誤収納金の返還分	0
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			17年度	18年度	19年度	20年度	
	占用許可件数		1,903	1,964	1,968	2,020	-

（問題点・課題分析）	<p>道路占用料の改定については、23区統一的に実施してきたが、平成17年度2区（千代田区・港区）が独自に改定したこともあり、今後の改定方法について検討する必要がある。 ごみの不法投棄の増加により、環境の悪化が懸念されている。 商店の商品が長期的かつ継続的に道路上に陳列されているため、不法占用対策が急務である。</p>
他区の実況	（実施 22 区 0 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	他の20区と協議し、統一的に占用料の改定を実施する。	統一的に占用料を改定することにより、大都市東京を一体的に構成する道路管理者として、一体性及び連動性並びに公共性を維持できる。
	<ol style="list-style-type: none"> 道路監察の強化を図るとともに、環境清掃部と連携を図り、不法投棄防止に努める。 ごみの不法投棄の現状を「区報」等に掲載し、区民のごみに対する意識の改善に努める。 	環境面及び衛生面についても改善され、区民生活の向上が図られる。
	<ol style="list-style-type: none"> 警察、消防、保健所等関係機関と連携を図り、商店街等に対して指導の強化に努める。 「区報」等に掲載し、不法占用の改善に努める。 	商品等の路上陳列が解消されることにより、歩行者等の道路通行時の安全性を確保できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	道路を適正な状態で管理するため、必要な事業である。

（状況）	<p>H 8 三定 H 1 3 一定 H 1 6 一定 ○H 1 9 三定</p>	<p>東電柱の占用料の単価が安すぎる、店舗の日よけ等占用料を免除すべきであるとの意見あり。 大企業の占用料を上げるべきとの意見あり。 大企業の占用料を上げるよう23区で協議すべきとの意見あり。 支障電柱の移設等のルールづくりを占用企業者に積極的に働きかけるべきであるとの質問あり。</p>
------	---	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	屋外広告物事務	部課名	土木部管理計画課	課長名	藤嶋敏夫
		担当者名	大熊朋子	内線	2715
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	道路占用事務費（31 - 30 - 50 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	24年度	根拠	屋外広告物法、東京都屋外広告物条例、同施行規則、荒川区手数料条例
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	緑とうるおい豊かな生活環境づくり[08-01]			
目的	屋外広告物の表示、場所、方法などを規制することにより、良好な景観の形成、美観の維持、通行者に対する危険を防止する。				
対象者等	屋外広告物掲出者				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物事務 「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき区が処理する事務である。 ・広告塔や広告板、車体利用広告などの広告物については、区条例で定められた手数料を徴収する。 ・違反広告物除却協力員制度 区民ボランティアが違反広告物を撤去する。 ・日々の道路パトロールにより違反広告物への警告札の貼付及び簡易除却できるものの除却を行っている。 				
経過	<p>平成11年12月 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例制定（施行平成12年4月）</p> <p>平成12年3月 荒川区手数料条例制定</p> <p>平成16年4月 屋外広告物許可手数料改正</p> <p>平成17年12月 違反広告物除却協力員制度実施要綱制定。（平成20年6月1日現在の協力員数77名）</p> <p>～15年度予算額・決算額については、「道路占用事務」事業と「屋外広告物事務」事業との合算</p>				
必要性	良好な景観の形成、美観の維持、通行者に対する危険防止を図ることにより、住み良い町をつかって行くために必要である。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>・違反広告物除却協力員は無償ボランティアで、はり紙だけを除却する。（協力員証、腕章等交付）</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額			166	136	54	119	173	
決算額（20年度は見込み）			100	77	42	129	173	
人件費				13,248	11,883	11,953		
【事務分担量】（%）				260	240	240		
合計（+）	0	0	100	13,325	11,925	12,082	173	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）			8,631	8,761	7,111	6,205	7,110	
一般財源	0	0	-8,531	4,564	4,814	5,877	-6,937	
実績の推移								
事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
屋外広告物許可件数	121	164	222	218	196	192	196	
違反広告物除却協力員数				23	42	47	85	
違反広告物除却件数				3,536	10,131	11,493	18,000	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
食糧費 一般需用 手数料	協力員打合せ会		3	協力員打合せ会	3	協力員打合せ会	9
	事務用品		18	事務用品	102	事務用品	130
	屋外広告物台帳		0	屋外広告物台帳	0	屋外広告物台帳	0
	保険料		21	保険料	24	保険料	35

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
指	協力員数	23	42	47	85	100	毎年10名程度増員していく。
標	違反広告物除却件数(はり紙)	17,703	26,956	30,424	-	-	違反広告物除却協力員による除却数（H19年度11,493件）を含む

(問題点・課題)	あふれる違反広告物（特に、張り紙・のぼり旗の増加）をどのようにして撤去していくか。除却協力員制度の拡大を図る。悪質な違反広告物表示者等に対する指導を強化する。
他区の実況	（ 実施 13 区 未実施 9 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
違反広告物について、区民への啓発を図る。また、道路監察車パトロールにより、違反広告物の撤去活動を継続して実施していく。	町の環境美化を図り、住み良い町を形成していく。
1. 違反広告物除却協力員のネットワークの拡大を図る。 2. 除却協力員を地域のリーダーとして位置づけ、協力員相互が組織的に活動できるような体制を整備する。	多くの区民が違反広告物除去協力員制度を理解し、積極的な参加協力を得られるようになる。
違反広告物表示者等に対し、過料の徴収や氏名等を公表する。	罰則を適用することにより、違反広告物表示者の減少につながる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	屋外広告物を規制することは、良好な景観の形成等に貢献する事業である。

議会議決要旨	H18一定 違反広告物除却協力員制度の効果及び今後の展開について、また、違反広告物数の推移、罰則等についても合わせて質問があった。 H18三定 電柱に違反な広告を掲示している業者に対し、区報等で氏名を公表すべきであるとの意見あり。
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	道路管理システム運営費	部課名	土木部管理計画課	課長名	藤嶋敏夫
		担当者名	大熊朋子	内線	2715
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	道路管理システム運営費（31-40-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	2年度	根拠	(財)道路管理センター協定書
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
					計画
					非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な生活道路の整備[08-03]			
目的	多種多様な道路の地下埋設物件の管理事務を効率かつ迅速に行うため、国、東京都、23区等が出捐（荒川区は1,212,000円/平成3年）して(財)道路管理センターを設立。同センターの運営・システム開発に要する経費を各団体が負担し、センターが開発したコンピュータ・マッピング技術を利用した「道路管理システム」を利用している。				
対象者等	(財)道路管理センター、国・都・区市町村、電気・ガス・通信・水道・下水道などの公益事業者				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可業務 占用許可申請書、添付図書等の記載内容を標準化し、書類の作成及び管理をコンピュータで処理することにより業務の省力化、高度化を図る。 ・道路工事調整業務 図面と調書を標準化し、システムによる図面・調書の作成、オンライン端末を使用した道路工事計画の入力更新、検索及び施行状況確認等、道路工事調整業務の効率化を図る。 ・道路占用物件管理業務 道路及び占用物件情報のデータベースの一元管理により、端末でのデータ検索や図面の出力を可能とし、業務の効率化を図る。 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和61年3月 (財)道路管理センター設立（荒川区の出捐金は1,212,000円/平成3年） ・平成11年9月 道路工事調整業務運用開始 ・平成12年1月 道路管理センターと協定締結 ・平成12年2月 端末機設置、入力開始 ・平成12年4月 道路占用物件管理業務の検索を開始。占用許可業務の電子申請の運用開始 小規模占用については、来庁しての申請が必要なくなった。 ・平成12年7月 道路占用物件状況図を出図、一般の閲覧に供した。 ・平成18年5月 接続回線種類の変更（NTT Bフレッツの利用開始）に伴う「ハードウェアの接続に関する覚書」締結 ・平成19年7月 第3次ハードウェア更新・継続利用ソフトの改良を実施 				
必要性	道路占用工事をコンピュータで管理することで、最新の道路状況が把握でき、帳票類も簡素化できるなど事務の効率化に役立っている。また、電子申請制度の採用により、窓口業務の煩雑さの軽減という観点から必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	5,124	5,077	5,006	4,725	4,666	4,367	4,355	
決算額（20年度は見込み）	5,081	4,926	4,835	4,649	4,270	4,233	4,355	
人件費				3,448	5,124	5,124		
【事務分担量】（%）				40	60	60		
合計（+）	5,081	4,926	4,835	8,097	9,394	9,357	4,355	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	5,081	4,926	4,835	8,097	9,394	9,357	4,355	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	大規模占用許可件数	322	342	295	360	372	341	350
	小規模占用許可件数	1,231	1,275	1,244	1,273	1,382	1,410	1,420

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
一般需用費	レーザープリンタ用品		152	レーザープリンタ用	179	レーザープリンタ用	196
	道路工事調整会議図面		74	道路工事調整会議図	78	道路工事調整会議図	124
	地下埋設物件図		5	地下埋設物件図	0	地下埋設物件図	11
	役務費	専用回線使用料	198	専用回線使用料	135	専用回線使用料	125
	委託料	端末機保守点検委託料	268	端末機保守点検委託	268	端末機保守点検委託	326
	賃借料	端末機一式リース料	833	端末機一式リース料	833	端末機一式リース料	833
	負担金	運営負担金	2,740	運営負担金	2,740	運営負担金	2,740

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	大規模占用申請件数	361	372	341	350	-	
	小規模占用申請件数	1,273	1,382	1,410	1,420	-	

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> 古い設計構造のため操作性・拡張性に乏しいシステム機能を対象として、システムの再構築を行うとともに、道調データベース構成の見直しを行う必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
ハードウェア更新及びソフトの改良を実施する。	占有物件検索機能、道路データ入力・検索機能が強化されるとともに、道路地図やデータベースが見やすくなる等、操作性及び拡張性が向上する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	道路管理事務や占有企業者の申請業務など、事務の効率化のために必要である。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	占用工事道路復旧事業		部課名	土木部管理計画課	課長名	藤嶋敏夫	
			担当者名	上原 眞	内線	2715	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	工事費(33-85-25-01) 道路復旧調査費(33-85-50-01) 事務費(33-85-75-01)						
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	28年度	根拠	道路法		
終期設定	有	無	年度	法令等	道路占用工事要綱		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画		
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]					
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]					
	施策	快適な生活道路の整備[08-03]					
目的	企業者が行う占用工事について、復旧方法・構造・範囲・時期を適切に指導及び調整を行うことにより、道路の掘り返しを抑制し、効率的な工事施行と通行の安全を確保する。						
対象者等	荒川区道(平成20年4月現在) 延長：197,635m 面積：1,220,237㎡ 対象者：水道局・下水道局・東京ガス・東京電力・N T T						
内容	<p>1. 復旧方法</p> <p>(1) 自費復旧：占用企業者自ら自費にて復旧する。</p> <p>(2) 受託復旧：占用企業者から本復旧費を徴収し、区が本復旧を行う。 一般工事による復旧(道路復旧工事) 応急復旧工事(道路応急復旧工事) 受託については、占用工事の重複や道路全体で整備が必要と思われる場合に実施。</p> <p>2. 復旧指導 占用工事毎に区担当者が現地の立会い、構造・範囲・時期の指導及び竣功検査を行う。</p> <p>3. 調整業務 年4回の道路工事調整会議を行い、工事内容・工程・競合などを調整する。</p>						
経過	平成10年度までは道路課で事業を行っていたが、平成11年度の組織改正により、管理計画課へ移管						
必要性	占用工事は、区民生活に必要なライフラインを整備するもので、占用工事を適切に指導・調整することは、円滑かつ効率的な工事施行による通行の安全と道路環境の向上につながり、必要不可欠なものである。						
実施方法	<p>(2-一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路復旧工事 : 工事費の一部予算を道路課へ配布替し、道路改修工事と併せて復旧を実施。 ・道路応急復旧工事 : 受託路線の掘削跡を対象とし、1箇所当り70㎡未満の補修工事を実施。 ・道路復旧調査委託 : 道路課が執行する道路復旧工事の測量調査委託で、予算を道路課へ配布替し実施。 ・企業者自費復旧工事 : 受託以外の復旧は、占用企業者自ら本復旧を実施。 						

		(単位：千円)						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額	140,026	130,140	110,380	106,149	101,154	90,882	81,076
	決算額(20年度は見込み)	132,422	126,988	105,960	101,507	93,312	88,581	81,076
	人件費				17,897	18,614	18,664	
	【事務分担当】(%)				280	290	290	
	合計(+)	132,422	126,988	105,960	119,404	111,926	107,245	81,076
	国(特定財源)							
都(特定財源)								
その他(特定財源)	178,267	122,551	143,534	118,581	143,642	141,907	135,585	
一般財源	-45,845	4,437	-37,574	823	-31,716	-34,662	-54,509	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	占用工事(自費復旧)調定金額	51,020	54,952	39,211	46,193	67,539	54,119	76,637
	占用工事(受託復旧)調定金額	127,247	67,599	104,323	72,388	76,103	87,789	58,948
	道路復旧工事実施路線数	11	8	7	7	6	7	
	道路応急復旧工事実施件数	84	73	60	50	58	58	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需用費	消耗品費	86	消耗品費	68	消耗品費	81	
	印刷製本費	255	印刷製本費	279	印刷製本費	473	
	委託料	3,263	測量調査	3,087	測量調査	3,885	
	工事請負費	51,559	道路復旧工事	53,115	道路復旧工事	51,219	
		38,149	道路応急復旧工事	32,032	道路応急復旧工事	25,418	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	復旧指導件数	1,486	1,444	1,498	-	-	自費復旧1,216件 受託復旧282件

（問題点・課題）	<p>各企業者間の占用工事及び、建築工事に伴う道路工事など重複による道路の掘返し防止対策の強化が必要である。 道路受託路線の選定基準が明確でないため、計画的な道路工事の施工が困難である。 各企業者が自費工事の要望が多く、受託路線での工事が減少している。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
各企業者の占用工事については、道路工事調整会議の実施により、掘返し防止の指導に努める。 また、建築工事に伴う道路工事については、事前に情報収集を行い工程の調整を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の掘返し防止を図れる。 ・効率的な工事施工と通行の安全確保を図れる。 ・沿道住民への迷惑を最小限に抑える。
受託路線の選定基準を作成することにより、計画的及び効率的な道路工事の調整が可能になる。	
受託路線の選定方法の見直しをする。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	占用工事に伴う復旧整備は、道路を良好な状態に維持するために不可欠である。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	放置自転車撤去		部課名	土木部管理計画課	課長名	藤嶋敏夫	
			担当者名	高橋哲也	内線	2717	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	放置自転車撤去(31-60-25-01)						
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）			建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	60年度	根拠法令等	・自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律・荒川区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]					
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]					
	施策	放置自転車対策の推進[08-04]					
目的	放置された自転車等を撤去する事により安全で快適な生活環境の維持・向上を図る。						
対象者等	道路上に放置してある自転車等						
内容	・放置自転車撤去・返還・処分 ・放置防止指導・啓発(シルバー人材センターに委託)						
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和60年12月「東京都荒川区自転車等の放置防止に関する条例」制定 放置自転車等の撤去開始（撤去手数料は自転車¥2,000円、原付¥3,000円） ・平成9年3月 撤去手数料改正、自転車¥3,000円 原付¥4,500円 ・平成9年10月 条例改正(自転車法改正に伴い、駐車対策協議会及び総合計画に関する項目を追加) ・平成11年10月 条例改正(撤去手数料改正、自転車¥5,000円 原付¥7,500円) ・平成17年6月 条例改正(撤去自転車売却できる条文を追加 (17年度 単価750円 18年度単価478.8円 19年度単価758.1円 20年度単価1,105.7円) 						
必要性	駅周辺の放置自転車を防止するとともに生活環境の向上を図るため必要不可欠である。						
実施方法	(2-一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 放置自転車等撤去・運搬業務委託 (委託先)諏訪運送店 (委託料) ¥11,944,800. 三河島自転車保管場所機械警備委託 総合警備保障 ¥548,100. 自転車等放置防止・指導啓発等業務委託 シルバー人材センター ¥38,671,968. 撤去した放置自転車の売却 (契約相手先)順和商事 一台あたり ¥1,105.7						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	109,755	107,820	109,186	77,806	74,948	77,820	84,519	
決算額(20年度は見込み)	106,209	106,164	103,899	69,093	70,308	75,971	84,519	
人件費				20,042	46,100	46,350		
【事務分担量】(%)				370	370	370		
合計(+)	106,209	106,164	103,899	89,135	116,408	122,321	84,519	
国(特定財源)								
都(特定財源)	51,304	32,110	52,490					
その他(特定財源)	20,627	19,540	7,282	7,945	18,454	18,539	17,961	
一般財源	34,278	54,514	44,127	81,190	97,954	103,782	66,558	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	放置自転車撤去(台数)	13,755	13,926	8,657	9,750	10,480	11,677	12,000
	返還(台数)	4,420	4,043	1,681	1,799	3,007	3,318	4,500
	処分(リサイクル600台、海外譲与100台含む)(台数)	8,675	8,726	6,800	4,400	2,531	2,141	3,810
	売却(台数)				3,092	6,672	5,086	7,000

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	光熱水費及び食糧費	保管所光熱水費 199千円 ポスコン協議会食糧費10千円	209	保管所光熱水費 226千円 ポスコン協議会食糧費19千円	245	保管所光熱水費 269千円 ポスコン協議会食糧費35千円	304
	一般需用費	放置防止・啓発用品 2,118千円 撤去事務用品 138千円 撤去用品184千円 保管場所維持用品68千円 ポスター・コンクール用品253千円 警告札等印刷製本 604千円 物品修繕67千円 家屋修繕0千円	3,432	放置防止・啓発用品 704千円 撤去事務用品344千円 保管場所用品411千円 ポスター・コンクール用品561千円 警告札等印刷製本 726千円 物品修繕123千円 家屋修繕0千円	2,868	撤去及び保管場所維持用品4,037千円 警告札等印刷製本1,259千円 物品修繕515千円 家屋修繕180千円	5,991
	役務費	保管所電話41千円 海外譲与運搬176千円 ポスコン筆耕10千円	227	保管所電話40千円 外譲与運搬175千円 ポスコン筆耕10千円	225	保管所電話53千円 海外譲与運搬177千円 ポスコン筆耕11千円	241
	委託料	放置自転車撤去 放置防止啓発業務 保管所管理業務 ほか	60,354	放置自転車撤去 放置防止啓発業務 保管所管理業務 ほか	66,555	放置自転車撤去 放置防止啓発業務 保管所管理業務 ほか	71,796
	使用料及び賃借料	自転車保管場所借地料	5,058	自転車保管場所借地料	5,058	自転車保管場所借地料	5,058
	負担金補助及び交付金	ムコ - 分担金1,000,000、全自連会費20,000	1,020	ムコ - 分担金1,000,000 全自連会費20,000	1,020	ムコ - 分担金1,000,000 全自連会費20,000	1,020
	公課費	車両重量税印紙代(車検)	9	車両重量税印紙代(車検)	9	車両重量税印紙代(車検)	9

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
	放置台数の減少(台)(一日当たり)	2,144	1,816	1,300	1,200	1,000	昭和60年の定点調査に基づく放置台数(6848台/1日)を基準に、放置台数1,000台を目指す。
	放置自転車解消の達成率(%)	70	79	81	82	85	昭和60年を達成率0%とし、100%を目指す。

問題点・課題	自転車等の放置に対するルール・マナーの向上
	自転車駐車場等の整備
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
放置防止用品及び放置防止啓発指導員の積極的活用による放置の抑止。	自転車利用者のルール・マナーの向上により、放置の減少。
町屋駅周辺の自転車置場設置、放置自転車の解消	町屋駅周辺の道路上の放置自転車の解消。駅前にはふさわしい都市景観の確保。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	重点的に推進	現状を解決するためには強制的に撤去していく必要がある

状況	<p>【平成18年第1回定例会】パチンコ店の放置対策</p> <p>【平成15年第4回定例会】自転車駐車場の使用料見直しについて</p> <p>【平成15年第3回定例会】町屋駅前の大型店の開設に伴う放置自転車対策</p>
----	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	自転車駐車場管理運営	部課名	土木部管理計画課	課長名	藤嶋敏夫
		担当者名	高橋哲也	内線	2717
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	自転車駐車場管理運営費等（31 - 60 - 50 - 01）				
事務事業の種類	新規事業	（ 19年度 18年度 ）	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠 法令等	・自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 ・荒川区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例	
終期設定	有 無	年度		計画区分	計画 非計画
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準		
行政評価 事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	放置自転車対策の推進[08-04]			
目的	自転車等の利用者の利便を図るとともに、区民の良好な生活環境の向上を図る。				
対象者等	区民及び区民以外が、通勤・通学等により自転車駐車場を利用する下記の者。 (1) 身体障害者福祉法第15条の規定による身体障害者手帳若しくは東京都愛の手帳交付要綱による愛の手帳の交付を受けている者、又はこれに準ずる者。 (2) 65歳以上の者 (3) 住居又は勤務先若しくは通学先が利用する駅からおおむね700メートルを超える距離にある者				
内容	自転車駐車場(センターまちや・南千住駅東口・日暮里駅前)の管理・運営(指定管理者) ・開場時間 04:30～25:00 ・使用料 定期利用 区内在住者 2,000円/月 区外在住者 4,000円/月 学割 区内在住者 1,400円/月 区外在住者 2,800円/月 一時利用 2時間以内 無料(平成20年8月1日より) 8時間以内 100円 8時間超 200円 自転車置場の設置・管理(13箇所) 利用登録承認事務 ・登録 年度(4/1～3/31) ・手数料 区内在住者 3,300円 区外在住者 6,600円 自転車置場、駐車場内の整理・誘導 ・区内主要駅(町屋 西日暮里 日暮里 南千住 三河島)に整理員(シルバー)を配置(計18名) 午前7:30～午前10:30(土日、祝日除く) 民間自転車駐車場助成 ・S61年3件 S62年3件 S63年1件 H6年1件 H7年1件 H14年1件 H16年1件(計11件)				
経過	・昭和60年12月 条例制定(61年5月施行)登録手数料 区内在住者2,000円 区外在住者4,000円 ・平成9年3月 条例改正(9年5月施行)登録手数料 区内在住者2,600円 区外在住者5,200円 ・平成12年4月 条例改正 区内在住者3,300円 区外在住者6,600円 (自転車駐車場) ・平成7年12月 荒川区自転車等駐車場条例制定 センターまちや自転車駐車場 新設 (定期利用) 区内在住者 2000円/月 区外在住者 3000円/月 (一時利用) 1日1回 100円 ・平成14年4月 南千住駅東口自転車等駐車場 新設 ・平成16年4月 条例改正(学割制度新設 一時利用料金改定 区外在住者料金改定) ・平成18年4月 条例改正(指定管理者制度の導入) ・平成17年12月 本会議・指定管理者議決 ・平成18年4月 指定管理者制度 開始(南千住東口:(株)ソーリン センターまちや:再開発振興(株)) ・平成19年7月 条例改正(指定管理者制度の導入) ・平成20年4月 日暮里駅前自転車駐車場 新設(指定管理者(株)ソーリン)				
必要性	駅周辺の放置自転車を防止するとともに生活環境の向上を図るため必要不可欠である。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額		57,234	76,410	76,077	82,369	25,623	31,753	69,442
決算額(20年度は見込み)		54,062	70,250	74,217	66,500	20,361	29,251	69,442
人件費					20,519	46,100	46,350	
【事務分担当量】(%)						390	390	
合計(+)		54,062	70,250	74,217	87,019	66,461	75,601	69,442
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)		56,624	85,624	88,521	83,710	24,116	24,652	69,100
一般財源		(2,562)	(15,374)	(14,304)	3,309	42,345	50,949	342
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	放置自転車撤去(台数)	12,912	13,926	8,657	9,652	10,480	11,677	12,000
	返還(台数)	3,974	4,043	1,681	1,799	3,007	3,318	4,500
	処分(リサイクル600台、海外譲与100台含む)(台数)	9,311	8,726	6,800	4,400	2,531	2,141	3,810
	売却(台数)				3,092	6,672	5,086	7,000

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
光熱水費ほか	駐輪場等光熱水費669千円 登録アルバイト235千円	904	駐輪場等光熱水費494千円 登録アルバイト255千円	750	駐輪場等光熱水費855千円 登録アルバイト269千円	1,124
一般需用費	置場登録他用品553千円 印刷製本685千円 物品修繕249 家屋等修繕14千円	1,501	置場登録他用品2,307千円 印刷製本470千円 物品修繕311千円 家屋等修繕0千円	3,088	置場登録他用品738千円 印刷製本795千円 物品修繕900千円 家屋等修繕200千円	2,633
委託料	西日暮里自転車置場ラック保守点検61千円 置場整理誘導ほか16,544千円	16,605	置場整理誘導ほか14,593千円	14,593	西日暮里自転車置場ラック保守点検61千円 置場整理誘導ほか20,396千円	20,457
使用料及び賃借料	公有地賃借料 1,328千円	1,328	公有地賃借料 1,328千円	1,328	公有地賃借料 1,992千円	1,992
工事請負費			熊野前駅・赤土小前駅自転車置場整備費2,803千円 南千住暫定駐車場6,390千円	9,193	西日暮里自転車置場ラック改修工事 4,296千円	40,296
備品購入費			日暮里駅前自転車駐車場A E D 299千円	299		
負担金補助及び交付金	民間自転車駐車場助成 0千円	0	民間自転車駐車場助成 0千円	0	民間自転車駐車場助成 2,940千円	2,940

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
標	駐輪可能台数(一日当たり・民間を含む)	7,281	7,231	7,631	8,746	11,030	

問題点・課題 (指標分析)	自転車駐車場の整備と用地の確保 民間事業者による自転車駐車場建設促進 自転車利用のルール・マナーの向上
	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
鉄道事業者への積極的な協力要請(JR、京成、東京メトロ)	放置自転車の大幅な減少
民間自転車駐車場助成制度の積極的活用。	民間事業者による自転車駐車場建設により、区が弾力的に対応できない部分を補完。
自転車利用のルール・マナーの向上	放置自転車の減少

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	区民サービスを基本に、円滑な自転車駐車場の管理を行う。

議 会 要 旨 状	【平成15年第4回定例会】南千住駅東口自転車等駐車場への誘導策について 【平成15年第4回定例会】自転車駐車場の使用料見直しについて
-----------------------	---

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	日暮里駅前自転車等駐車場整備	部課名	土木部管理計画課	課長名	藤嶋敏夫
		担当者名	高田巳喜男	内線	2717
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	日暮里駅前自転車等駐車場整備(31-92-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	14年度	根拠		
終期設定	有 無	19年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	放置自転車対策の推進[08-04]			
目的	日暮里舎人線の開通や日暮里駅前の再開発事業により、今後、日暮里駅の利用者が増加することが見込まれ、これとともに自転車利用者も増加することも予想される。こうした状況を踏まえ、新たにひぐらしの里の中央地区再開発事業地内に自転車駐車場を整備する。				
対象者等	主に、日暮里駅利用者（JR・山手線・京浜東北線・常磐線・京成電鉄）				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設概要 地下1階・鉄筋コンクリート造り、自走式駐車場 1,270台収容 ・場所 西日暮里二丁目24番 (再開発事業における区道の付替えにより生み出される交通広場用地と現交通広場の地下部分に整備する。) ・敷地面積 約1,890㎡ ・工事期間 平成17年度～平成19年度整備工事 ・供用開始 平成20年度 				
経過	<p>平成12年5月 「荒川区自転車等の駐車対策に関する総合計画」において整備台数1300台を定める。</p> <p>平成13年10月 (仮称)日暮里駅前自転車駐車場の整備を決定</p> <p>平成13年12月 東京都都市計画駐車場として荒川第5号日暮里駅前自転車駐車場を整備する都市計画決定。</p> <p>平成14年12月 基本設計</p> <p>平成15年2月 ひぐらしの里中央地区再開発組合設立</p> <p>平成17年1月 実施方針や整備費等について政策経営会議報告・了承</p> <p>平成17年3月 詳細設計</p> <p>平成17年6月 第2回定例会において、747,000千円の補正予算議決</p> <p>平成17年7月 再開発組合と駐輪場整備事業の公共管理者負担金に関する覚書、協定締結。</p> <p>平成17年8月末 国庫補助交付決定、再開発組合と西松・工藤JVが契約締結</p> <p>平成17年9月 工事着工</p> <p>平成20年3月 竣工</p> <p>平成20年4月 供用開始</p>				
必要性	日暮里駅周辺の放置自転車を防止するとともに生活環境の向上を図るため必要不可欠である				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	区とひぐらしの里中央地区再開発組合で協定を締結し、公共施設管理者負担金により、日暮里駅前自転車等駐車場を整備する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18(繰明分)	18年度	19(繰明分)	19年度	20年度	
予算額	24,300	352,458	348,000	267,281	259,640	587,101		
決算額(19年度は見込み)	23,310	4,458	348,000	7,641	259,640	587,101		
人件費		12,067		11,956				
【事務分担量】(%)				140				
合計(+)	23,310	16,525	348,000	19,597	259,640	587,101	0	
国(特定財源)	10,000	2,420	177,295	4,180	129,870	254,100		
都(特定財源)	350	738	25,646	520	19,341	49,630		
その他(特定財源)								
一般財源	12,960	13,367	145,059	14,897	110,429	283,371	0	
実績の推移	事項名							
	16年度	17年度	18(繰明分)	18年度	19(繰明分)	19年度	20年度	
実施設計	23,310							
工事監理費		4,558		7,641		7,641		
工事費			348,000		259,640	579,460		

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	公共施設管理者負担金（工事費：18年度繰越明許）	348,000	公共施設管理者負担金	587,101		
	公共施設管理者負担金（工事監理費）	7,641	公共施設管理者負担金（工事費：19年度繰越明許）	259,640			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	18・19年度工事、20年3月竣工	10%	50%	100%	-	-	19年度で竣工

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	見直し	平成20年3月に竣工し、4月1日から利用開始した。

議（要質問状）	
---------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	道路管理事務費	部課名	土木部管理計画課	課長名	藤嶋敏夫
		担当者名	松本芳隆	内線	2718
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	道路管理事務費（31-50-20-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	40年度	根拠	道路法第28条
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な生活道路の整備[08-03]			
目的	区道の認定・改廃、境界確定、不法占使用の解消等を行い、道路を適正に管理する。				
対象者等	区民等				
内容	<p>区道の認定・改廃等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区道の認定・廃止 ・細街路整備指導要綱、市街地整備指導要綱等に基づく区域変更 ・区道敷等の土地の寄附申請受理 <p>区道及び法定外公共物を管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路等の境界確定及び現地標示 ・道路工事施工時の区道区域に関する施工者への指導 ・区道等境界証明及び区道等区域証明の発行 ・補足測量、公共基準点の管理保全 <p>不法占使用対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築確認申請時による不法占使用の状況把握及び指導 ・不法占使用解消に伴う道路境界保全工事 ・法定外公共物の売払い申請受理 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成11年度から道路認定事務（一般道路）と補足測量事務等を統合し、道路管理事務費とした。 ・平成20年度から公共基準点の管理保全を行う。 				
必要性	区道等を適正に管理する。				
実施方法	(二部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		予算額	12,072	10,725	10,422	9,833	9,640	19,495
	決算額（20年度は見込み）	9,097	5,742	8,538	7,352	5,876	16,605	31,646
	人件費				4,610	46,080	46,115	
	【事務分担当】（%）				570	590	590	
	合計（+）	9,097	5,742	8,538	11,962	51,956	62,720	31,646
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	9,097	5,742	8,538	11,962	51,956	62,720	31,646
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	境界確定申請	79	108	152	139	172	130	150
	境界確定図・区域証明発行	54	41	693	828	1,154	1,147	1,000
	撤去による不法占使用の解消	0	5	4	14	8	4	6
	払下げによる不法占使用の解消	-	5	7	13	17	11	20

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	その他光熱水費	ガソリン代	40	ガソリン代	27	ガソリン代	55
	一般需用費	現場消耗品等	1,464	現場消耗品等	1,222	現場消耗品等	1,460
	印刷製本費	地図・青焼製品	395	地図・青焼製品	520	地図・青焼製品	558
	物品修繕費	測定器・自動車経費等	88	測定器・自動車経費	168	測定器・自動車経費	148
	役務費	公函等複写手数料	2	補足測量委託	5,048	補足測量委託	9,963
	その他委託料	補足測量委託	3,883	自動車重量税	9	自動車重量税	9
	公課費	自動車重量税	9	不法占解消境界工事	9,912	不法占解消境界工事	19,184

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	境界確定	127	144	95	120	120	関係権利者の申請に基づく事務
	不法占使用解消	25	22	11	20	20	境界確定に基づいて協議・折衝

（問題点・課題分析）	<p>公共基準点測量成果の資料（情報提供）を無料で交付している。（道路台帳の写しは複写サービス代金徴収） H15年度まで敷地調査を実施し、区内50%の区域を調査済みであるが、その後は未実施である。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
公共基準点測量成果の資料提供を無料で行っているが、複写代金として1枚10円を徴収する。	道路台帳の複写と同様に受益者負担となる。
国・都が奨励する地籍調査の実施について、検討する。	土地の境界が明確になる。国・都から補助金がある。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	重点的に推進	道路を適正に管理するため、必要な事業である。

況議 （会 要質 問問 状状）	なし
-----------------------------	----

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	道路台帳補正費	部課名	土木部管理計画課	課長名	藤嶋敏夫
		担当者名	松本芳隆	内線	2718
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	道路台帳補正費（31-50-40-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	40年度	根拠	
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な生活道路の整備[08-03]			
目的	区道の認定・改廃及び細街路の拡幅整備事業等により、区域の変更があった箇所について道路台帳を補正し、道路を適正に管理する。				
対象者等	区民等				
内容	区道の認定・廃止・区域変更（細街路拡幅整備箇所・市街地整備箇所等の変更箇所）について、測量を実施し、台帳平面図及び調書を補正する。 細街路拡幅整備箇所等について、図面化と求積を行い、区道等区域に編入するための図書を作成する。				
経過	昭和40年度：道路台帳現況平面図の調製を開始 平成11年度：道路認定事務（細街路）と道路台帳作成費を統合 平成12年7月：道路管理センター端末による地下埋設物台帳平面図の閲覧開始				
必要性	道路法の規定により、道路管理者は道路台帳の調製・保管が義務付けられている。				
実施方法	（一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		予算額	17,180	27,621	13,216	13,996	13,996	13,996
	決算額（20年度は見込み）	17,115	26,985	12,600	12,075	11,361	9,912	13,995
	人件費				12,827	12,723	12,748	
	【事務分担当】（%）				185	185	185	
	合計（+）	17,115	26,985	12,600	24,902	24,084	22,660	13,995
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	17,115	26,985	12,600	24,902	24,084	22,660	13,995
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	道路台帳補正延長（m）	8,755	12,521	5,131	5,981	6,619	6,500	6,500
	細街路区域編入件数	106	472	111	148	122	158	150
	細街路区域編入延長（m）	995	4,977	1,068	1,299	1,384	1,580	1,500

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	道路台帳補正委託	11,361	道路台帳補正委託	9,912	道路台帳補正委託

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	道路台帳補正（％）	100	100	100	100	100	変更部分の台帳補正

（問題点・課題）	<p>これまでの道路台帳には凡例等が載っていないため、詳しい説明を求められたときには、十分な説明ができないことがある。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 22 区 未実施 0 区 ）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>道路台帳の中に凡例等を載せるとともに、別紙に凡例を用意しておく。</p>	<p>詳しい説明を求められたときは、より具体的に説明ができる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	<p>道路の戸籍ともいえる台帳の調製は、道路法に既定され、区民生活に不可欠な重要な事業である。</p>

議会議決要旨状況	<p>なし</p>
----------	-----------

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	荷さばき駐車場設置費	部課名	土木部管理計画課	課長名	藤嶋敏夫
		担当者名	山口創四	内線	2712
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	荷さばき駐車場設置費（31-94-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠法令等	荒川区荷さばき駐車場設置要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	交通安全対策の推進[11-06]			
目的	道路交通法の改正による駐車違反の取締り強化に伴い、集配業務を営んでいる区内業者等や福祉・介護サービス等に従事している者の駐車スペースを確保するため「荷さばき駐車場」を設置し、集配事業者等が円滑な事業運営が出来るよう支援することを目的とする。				
対象者等	集配業務等に従事している事業者で、荷さばき駐車場を必要とする者 福祉、介護サービス等に従事している者で、一時駐車を必要としている者				
内容	集配事業を営む区内中小零細事業者、福祉・介護サービス等に従事している方が抱えている問題を少しでも解決するため、平成18年度に駐車スペースのある区施設（16箇所）に設置した。平成19年度は民間駐車場等に10箇所増設し、合計26箇所とした。 利用時間 30分未満 無料				
経過	道路交通法の一部改正により、荷物の積み降ろしなどで短時間の駐車をした場合でも駐車違反の取締りの対象となるため、平成18年10月から区施設（16箇所）の荷さばき駐車場を設置し、平成19年度に民間駐車場等に10箇所増設し、合計26箇所とした。				
必要性	区内中小零細運送事業者等が円滑な事業運営をするため必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額						2,699	3,215	
決算額（20年度は見込み）						2,250	3,215	
人件費					854	854		
【事務分担当】（%）					10	10		
合計（+）	0	0	0	0	854	3,104	3,215	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	854	3,104	3,215	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	荷さばき駐車場設置数（公共）					16	1	0
	荷さばき駐車場設置数（民間）						9	0

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	使用料及一般需用費			駐車場賃借料 看板・標識	1,952 299	駐車場賃借料 看板・標識	2,916 299

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	荷さばき駐車場設置箇所累計	-	16	26	26	26	設置箇所累計

（問題点・課題）	<p>集配事業を営む区内中小事業者、福祉・介護サービス等に就いている方が抱えている問題を解決するために設置したが、専任の管理人がいないため利用者の実態や利用者数等を正確には把握できない。</p>
他区の実況	（ 実施 0 区 未実施 22 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
利用実態を把握し、今後の方向性を決定する。	利用者のニーズにあった設置場所や利用しにくい設置場所が判る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	利用実態を把握し、ニーズにあった設置を進めるとともに、使用にあたってのルール・マナーの遵守を図っていく。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	ひぐらしの里西地区公共施設管理者負担金	部課名	土木部管理計画課	課長名	藤嶋敏夫
		担当者名	山本啓之	内線	2711
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	ひぐらしの里西地区公共施設管理者負担金（31-93-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	19年度	根拠	都市再開発法
終期設定	有	無	19年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な生活道路の整備[08-03]			
目的	地域住民の福祉に寄与し、来街者の利便性の向上を図る重要な役割を担う公共施設の整備を目的とする。				
対象者等	ひぐらしの里西地区再開発事業公共施設（階段、エレベーター・公衆トイレ）				
内容	ひぐらしの里西地区再開発組合で施行する下御隠殿橋に接続する階段、エレベーター・公衆トイレの整備費の一部について、区が組合に対し公共施設管理者負担金を支出する。				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ひぐらしの里西地区再開発事業 都市計画決定 平成12年12月 組合設立 平成13年11月 権利変換計画認可 平成15年3月 工事着工 平成16年10月 事業完了 平成19年8月 				
必要性	福祉に配慮した快適な歩行者動線を確保し、周辺住民や来街者め利便性の向上を図るため。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 区とひぐらしの里西地区再開発組合で公共施設管理者負担金に関する協定を締結する。組合は公共施設（階段、エレベーター・公衆トイレ）の整備をおこない、区は組合に対し公共施設整備費の一部について公共施設管理者負担金を支出する。				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額						93,000	
	決算額（20年度は見込み）						93,000	
	人件費						427	
	【事務分担量】（%）						5	
	合計（+）	0	0	0	0	0	93,427	0
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	93,427	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	公共施設整備（%）						100	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
				ひぐらしの里西地区 公共施設管理者 負担金	93,000		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	公共施設の整備進捗率（％）	-	-	100	-	-	平成19年度に完了した。

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	見直し	公共施設整備費（階段、エレベーター等）の一部について、区が組合に対し公共施設管理者負担金を支出し、平成19年度に完了した。

議会議況（要旨）	
----------	--